

東京都防災ボランティア制度に基づく 《CPD3単位》 平成30年度 第1・2回 被災建築物応急危険度判定員募集のご案内

1 応急危険度判定

応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定するものです。

2 防災ボランティア制度

防災ボランティア制度は「東京都地域防災計画」に基づくもので、専門的な技術をもつ民間の方々を平常時から登録させていただき、災害時にボランティアとしての活動をお願いする制度です。この防災ボランティアの業務のひとつが応急危険度判定であり、建築技術の専門家である建築士の方々に協力をお願いする分野です。

3 応急危険度判定員の募集

次のとおり、防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員として登録させていただく方を募集します。登録を希望する方には講習を受けていただき、受講後、登録証を発行します。

- (1) 応募資格 建築士（建築士法第2条に規定する1級、2級、木造建築士）の資格を有する方で、東京都内に在住又は在勤の方
- (2) 受講料 無料
- (3) 講習の内容 ①東京都の防災対策について ②応急危険度判定制度について
③応急危険度判定の事例について ④応急危険度判定技術について
- (4) 講習会の日程等

日 時	会 場	定 員	申込締切
<第1回>平成30年9月14日(金) 13:40~17:00 (受付 12:30~)	都庁第一本庁舎5階 大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	550名	9月 5日(水)
<第2回>平成30年11月2日(金) 13:40~17:00 (受付 12:30~)	都庁第一本庁舎5階 大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	550名	10月24日(水)

(5) 申込方法

■郵送の場合

①「東京都防災ボランティア登録申込書」

(必要事項を記入の上、**カラー写真2枚**〈同一で申込前6か月以内に撮影した縦3cm×横2.5cm、無帽、正面、上半身、無背景、裏面に氏名を記載〉を所定の位置に貼付してください。)

② 建築士免許証(証明証)の写し

※①②の書類を下記事務局の東京建築士会「防災ボランティア」係まで、封筒に「東京都防災ボランティア登録申込書在中」と朱書きしご郵送又はご提出ください。

■電子申請の場合 (8月1日より)

一般社団法人 東京建築士会 <https://tokyokenchikushikai.or.jp/hantei/index.html>

※上記①登録申込書貼付のカラー写真2枚及び②建築士免許(証明書)証の写しは、当日ご持参ください。

※登録情報の目的外利用は行いません。

<注意事項>

- ① 受講票は順次、申込書及び申込フォームに記入いただいたご住所に発送いたします。当日開催会場へ必ずご持参ください。
- ② 申込みされた書類は返却いたしませんので、ご了承願います。
- ③ 受講希望者が定員を超えた場合は、申込書の先着順といたします。ご了承ください。定員超過により受講をお断りする場合は、事務局からご連絡いたします。

(6) 登録証の交付

講習を修了した方には、「東京都防災ボランティア(応急危険度判定員)登録証」を配布します。

事務局

【お問い合わせ・申込書送付先】

(平成30年8月6日より東京建築士会は下記に事務局を移転いたしますので、住所・電話番号も変更になります)

東京都防災ボランティア(被災建築物応急危険度判定)事務局

電話 03-3527-3100 E-mail: hantei@tokyokenchikushikai.or.jp

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル5階 一般社団法人 東京建築士会内

【制度に関するお問い合わせ先】

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当
(都庁第二本庁舎3階南側)

電話 03-5388-3339